

ID: 744

担当部署: 都市基盤部 道路課

処分の概要	他の工作物管理者の工事施行命令		
法令名称 根拠条項	道路法 第21条		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第21条の規定による。 (他の工作物の管理者に対する工事施行命令等) 第21条 道路と他の工作物とが相互に効用を兼ねる場合において、他の工作物の管理者に当該道路の道路に関する工事を施行させ、又は維持をさせることが適当であると認められるときは、前条及び第31条の規定によつて協議をした場合を除く外、道路管理者は、他の工作物の管理者に当該道路に関する工事を施行させ、又は当該道路の維持をさせることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日